７７期
司法修習生のための

法律事務所
ガイドブック２０２３

法律家４団体共同デスク

７７期司法修習生の皆さんへ

私たち法律家４団体（自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同部会・日本民主法律家協会）は、弁護士になってからも積極的に人権課題に取り組んでいきたいという方、あるいは、人権課題に取り組んでいる法律事務所がどのようなところか知りたいという方のために、１９９５年の４８期向けから、このようなガイドブックを作成しています。全国各地の法律事務所の生の姿を、一人でも多くの修習生に知っていただければ幸いです。

修習生の皆さんの希望を受けて、採用条件や採用予定などもできるだけ詳しく掲載しています。このガイドブックに掲載された事務所が参加する合同説明会や個別の説明会にもぜひ積極的に参加していただき、皆さんの疑問をどんどんぶつけて下さい。また、説明会に参加できない方も、興味をもった事務所があれば、遠慮なく連絡をして一人でも複数でも、事務所訪問をしてみて下さい。

どのような法律事務所に入所するかによって、皆さんの将来の法律家としてのあり方が大きく左右されることになると思います。いろいろな法律事務所をよく見て、よく話を聞いて、じっくりと法律事務所探しを進められるよう願っています。

２０２３年１０月

「７７期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック２０２３」編集委員会一同

目　次

７７期司法修習生の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

法律事務所ガイド

北海道
さっぽろ法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
北海道合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

茨城県
弁護士法人長瀬総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
弁護士法人水戸翔合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

栃木県
とちぎ総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

埼玉県
埼玉総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

千葉県
千葉第一法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

東京都
北千住法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
三多摩法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
旬報法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
城北法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
杉並総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
東京法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
東京共同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
東京合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
ＴＯＫＹＯ大樹法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
東京中央法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
東京東部法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
東京南部法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
八王子合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
代々木総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

神奈川県
神奈川総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
川崎北合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
馬車道法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
横浜法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
横浜合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
石川県
弁護士法人金沢合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
滋賀県
女性の法律事務所パール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
京都府
京都第一法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
大阪府
北大阪総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
きづがわ共同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
岡山県・香川県
弁護士法人岡山香川架け橋法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
佐賀県
九州鳥栖・芯鋭法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
長崎県
弁護士法人諫早総合法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
沖縄県
沖縄合同法律事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

さっぽろ法律事務所

【事務所の概要】

当事務所は、１９８１年に設立され、基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、様々な種類の事件や運動に取り組んできました。ひとりひとりの人間が大切にされる社会の実現を目指して日々奮闘しています。札幌市内・近郊の１０数か所で無料法律相談会を開催し、所属弁護士が持ち回りで担当しております。

【事務所所在地・連絡先】

住　所：〒０６０－００４２
北海道札幌市中央区大通西１０丁目４番地　南大通ビル３階
（札幌市地下鉄東西線・西１１丁目駅３番出口直結）
電　話：０１１－２７２－１９００　　ＦＡＸ：０１１－２７２－１８８５
メール：info@sapporo-law-office.com　ＨＰ：https://sapporo-law-office.com

【採用条件・求める人物像】

・最初からパートナーとして事務所経営に参画して頂く予定です（ただし、最初の１年間は収入の最低保障があります）。
・社会的に弱い立場にある人々の権利擁護のため、バイタリティーをもって事件対応のみならず各種活動・運動に取り組んでいただける方、末長くご一緒に当事務所を支えていただける方を歓迎いたします。
・自由法曹団（https://www.jlaf.jp/）への入団をお願いしています。

【教育体制・働き方】

当事務所では、１年目の時には指導弁護士がつき、一緒に事件に取り組みます。２年目以降も、質問や分からないことがあれば、先輩弁護士が気軽に答えてくれます。

当事務所での働き方は、各弁護士の判断に任されております。日や弁護士にもよりますが、１日８～１０時間程度が弁護士の１日の平均的な稼働時間です。

当事務所では、１年目は手持ち事件数が多くなり過ぎないように配慮して、１つ１つの事件を丁寧に取り組んでもらいます。２年目以降の弁護士も含め、若手弁護士の手持ち事件数は、債務整理事件を含めて１人あたり３０～５０件程度です。

【所属弁護士】

猪狩久一（26）、猪狩康代（28）、大賀浩一（46）、長坂貴之（60）、神保大地（62）、山本完自（新63）、川上麻里江（新64）、髙橋友佑（72）　※カッコ内は修習期

【主な取扱分野・活動】

一般民事、家事事件、債務整理、刑事・少年事件、交通事故のほか、労働・労災事件（労働者側）、建築紛争、医療過誤等。所属弁護士は、それぞれ生活保護基準引下げ違憲訴訟（いのちのとりで裁判）、自衛官の人権裁判、原発事故国賠訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟やブラック企業被害対策弁護団等の弁護団活動をはじめ、弁護士会の会務や、自由法曹団、明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）その他の社会的活動にも積極的に取り組んでいます。

意欲ある方の積極的なご応募をお待ちしております。

【事務所訪問・説明会】

日　　時：お申し出があれば個別に調整・設定させて頂きます。
場　　所：さっぽろ法律事務所
申込方法：当事務所代表メール(info@sapporo-law-office.com)へお申し込みください。

北海道合同法律事務所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター5 階
TEL 011-231-1888　FAX 011-231-1785
E-mail: saiyou@hg-law.jp　URL: https://www.hg-law.jp/
連絡担当者：大和田貴史（７３期）

構成

設　立　1970 年
弁護士　１９名　３２期～７５期
（男性１５名、女性４名）
事務局　１５名

採用予定人数

１～２名

採用条件

パートナー方式（経費分担制）。但し、１年目の収入は定額支給＋個別事件報酬。詳細は面談の上決定。

勤務日、執務時間の設定は原則的に自由（但し、月２回の弁護士会議あり）。

事務所開業時間

月～金　午前９時００分～午後５時３０分

所属弁護士の主な事件・活動

労働事件、刑事事件、少年事件、家事事件、ＤＶ事件、消費者事件、建築紛争、医療過誤事件など幅広く多様な分野を取り扱っています。

さらに、自衛隊の南スーダンＰＫＯ派遣差止訴訟、優生保護法国家賠償訴訟、Ｂ型肝炎訴訟、アスベスト訴訟、じん肺訴訟、薬害肝炎訴訟、ＨＰＶワクチン薬害訴訟、新人間裁判（生活保護引下げ処分取消請求事件）、年金額改定(減額)処分取消訴訟、泊原発廃炉訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）、ＳＯＧＩハラ訴訟などの社会的な注目を集める集団訴訟にも取り組んでいます。

また、外国人技能実習生問題、子どもシェルター、学校事故・事件弁護団など、新しい課題にも取り組んでいます。

事務所の特色　～ぜひ私たちの事務所においでください！

１年目の弁護士には、指導担当弁護士が就き、半年から１年間、多くの事件を共同受任します。キャリア 30 年を超えるベテラン～中堅の弁護士にも気軽に事件相談ができる安心の環境です。

本橋優子（７３期）

私は入所以来、特に労働事件に力を入れて取り組んでいます。事務所には各分野のエキスパートがいますので、共同受任を通して多様な事件について研鑽を積むことができます。

私は道外出身ですが、住環境に優れ、暮らしやすい北海道で楽しく弁護士としての活動に取り組んでいます。弁護士一人一人に個別ブース（ドアが無い個室）が与えられており、執務にも集中できる環境です。

大和田貴史（７３期）

全国規模の弁護団の団長等に就任している弁護士もおり、様々な場面で道内最大級の事務所としての存在感を感じます。

事務所名		弁護士法人長瀬総合法律事務所			
連絡先	住所	【牛久本部】〒300-1234　茨城県牛久市中央5丁目20番地11　牛久駅前ビル201			
	TEL	【牛久本部】029-875-8180	FAX	【共通】050-3730-0060	
	e-mail	nagase@nagasesogo.com、okuda@nagasesogo.mygbiz.com【両名宛にご送信ください】			
	担当	奥田			
	URL	総合案内 http://nagasesogo.com　求人サイト:https://nagasesogo.com/recruit/			
弁護士		弁護士:9名(代表61期、66期1名、69期1名、71期、72期、73期、74期、75期2名)(男性7名、女性2名)			
事務所の特色		茨城県内に複数拠点(牛久・日立・水戸)を構えており、県内問わず全国からのご相談に対応しております。＊守谷支店 11月頃開設予定			
取扱分野	重点分野	①企業法務(顧問先約150社)、②家族法(離婚、相続)、③交通事故法務、④労働問題(労使)			
	取扱分野	⑤情報管理(情報開示、情報削除等)、⑥刑事事件、⑦債務整理、⑧その他民事全般			
	その他	メディア出演、執筆活動、小説監修　等　その他多数 著書『民法を武器として使いたいビジネスパーソンの契約の基本教科書』(共著)『企業法務のための初動対応の実務』(共著)、『現役法務と顧問弁護士が書いた契約実務ハンドブック』(共著)、『現役法務と顧問弁護士が実践している ビジネス契約書の読み方・書き方・直し方』(共著)、『コンプライアンス実務ハンドブック』(共著)、『若手弁護士のための初動対応の実務』(単著)、『若手弁護士のための民事弁護　初動対応の実務』(共著)ほか			
希望する修習生		事務所理念に共感し、所員を尊重し合うことができる方を希望します。 当事務所の雰囲気を感じていただくために、ぜひ事務所説明会へご参加ください。			
採用条件	勤務時間	平日:午前9時から午後6時	給与体系	給与制(昇給有) ＊個人事件は禁止しています。	
	教育体制	交通費事務所負担、弁護士会費事務所負担、社会保険加入(育児休暇制度・産休制度有)、業務用ノートPC、スマートフォン等の貸与　など			
	福利厚生	所内研修体制のほか、所外研修の補助制度、書籍購入補助制度などを設け、所属する弁護士が安心して成長できる環境を整えています。事務所訪問をご希望の方は随時受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。			
採用プロセス		求人サイト:https://nagasesogo.com/recruit/shin_bosyu をご参照ください。	事務所説明会日程	求人サイト:https://nagasesogo.com/recruit/shin_bosyu をご参照ください。	

弁護士法人
長瀬総合法律事務所
NAGASE Sogo Law Office

弁護士法人水戸翔（はばたき）合同法律事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町３丁目１番 24 号 はばたきビル
TEL 029-231-4555　FAX 029-232-0532
Mail　mito@habataki-lo.jp ／ＨＰ　http://www.habataki-lo.jp/
ＪＲ水戸駅北口よりバスで５分　南町３丁目下車

▽弁護士数　８名（35,36,39,50,58,65,69,70 期）	▽事務局　12 名

≪取扱事件≫
民事・家事・刑事・少年・消費者・医療・住民訴訟・原発訴訟・Ｂ型肝炎訴訟
行政訴訟・環境訴訟・産廃事件・労働・自殺過労死など

≪事務所紹介≫
ベテラン・中堅・若手８人の弁護士からなる共同事務所（基本給＋歩合給料制）で、来年には設立 40 年を迎えます。地域にねざし、市民や被害者の立場に立った社会性のある事件や人権課題に幅広く意欲的に取り組み、近年では、布川事件（冤罪）再審裁判・国賠訴訟、東海第二原発運転差止訴訟、鬼怒川水害訴訟、福島原発事故賠償訴訟等で画期的な勝訴判決を勝ち取ってきました。
事務局は弁護士顔負けの能力と意欲で事件や運動に取り組み、弁護士業務をサポートしています。えん罪事件支援、脱原発の運動、憲法や平和を守る活動などでも弁護士とともに事務局が活躍しています。
困ったときに気軽に相談できる温かい雰囲気が自慢です。事務所訪問大歓迎です!!

≪希望する人物≫
依頼者に寄り添って、一つ一つの事件に取り組むことができる方

≪採用条件≫
１年目は定額の給与、２年目以降は定額の基本給に歩合給を付加する予定です。
（なお、社会保険加入、弁護士会費は事務所負担）

≪採用予定人数≫　１名以上

採用担当者：木南貴幸（65 期）・鈴木裕也（70 期）

とちぎ総合法律事務所

担当　小　倉　崇　徳
(lawyer.sutoku@gmail.com)

１　本年度の採用方針

栃木県で労働弁護団や過労死弁護団、その他人権団体の活動がしたいという修習生の方がいましたら、ぜひ、ご連絡ください。履歴書・弁護士になってどういった活動をしたいのか具体的に記載した志望理由書等を添付の上、ご連絡ください。

２　弁護士紹介

・牛木純郎　　６２期　東京工業大学卒業・大宮ＬＳ
・小倉崇徳　　６３期　早稲田大学・早稲田ＬＳ

３　事務所所在地　〒３２０－００４１　栃木県宇都宮市松原２－８－１６
ＴＥＬ　０２８－６１２－６１３０　ＦＡＸ　０２８－６６６－７２５５

４　地方の魅力

当事務所の弁護士は労働事件をはじめとして、民事・家事・刑事と多彩な事件に取り組んでいます。また、都市部ではなかなかできない、多数の刑事事件（裁判員も含む）、破産管財人、成年後見人等の業務も多数行っております。

当事務所は地域における社会運動・労働運動の核となる事務所を目指しています。都市部にはたくさんの先生方が様々な分野で活動していますが、地方で社会運動・労働運動を行う弁護士はまだまだ不足しています。まだまだ十分取り組めていない反貧困・オンブズマン活動・反原発・医療過誤・建築瑕疵などに取り組んでみたい方、大募集です。「鶏口となるも、牛後となるなかれ」ということわざもありますので地方での活動をご検討してみてはいかがでしょうか。栃木出身でなくても大丈夫です。宇都宮は物価が安くて住みやすいですし、東京まで新幹線で５０分程度とアクセスも抜群です。他方、日光や那須などの自然や温泉にも恵まれた地域で、１時間程度で遊びに行くこともできます。

５　事務所訪問、その他

事務所訪問は可能な限り対応いたしますのでお気軽にご連絡ください。

たばこを吸わない人を希望します。２年間の所得保障制（最低７２０万／年）を予定しています。個人事件も地方は国選が１０件～２０件くらいはあり、民事の個人事件も含めれば年収８００万～１０００万円を想定しています。もっとも、採算性の合わない事件やお金にならない活動にも熱心に活動する人を募集しています。

【取り組んでいる弁護団等の活動】
労働弁護団・過労死弁護団
ブラック企業被害対策弁護団
奨学金問題対策全国会議
安愚楽牧場弁護団・全国Ｂ型肝炎弁護団
反貧困ネットワーク栃木
消費者サポートネット
先物被害研究会・リース被害研究会
等多数。

【事務所訪問・随時歓迎！】

埼玉県随一の豊富な経験と実績をもつ法律事務所です。

埼玉総合法律事務所

◆所在地　埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番1号　東和ビル4階
　　（浦和駅から徒歩で10分弱、さいたま地方裁判所の近く）
◆TEL：048−862−0355　FAX：048−866−0425
◆構　成　弁護士14名（男性11名、女性3名、30期～75期）

◆事務所の特色
　当事務所は、埼玉に憲法を守り人権を擁護する拠点となる法律事務所を作りたいという思いから、50年前に設立された事務所です。
　社会に生きるひとりひとりの個人の尊厳が守られるよう、各人が個別事件の解決のほか弁護団活動等を通じて、様々な問題に取り組んでいます。
　埼玉の人権活動の中心を担ってきた実績があり、法テラス埼玉所長経験者、埼玉弁護士会会長・副会長経験者、埼玉弁護士会各委員会の委員長経験者、弁護団役職経験者（幹事長・事務局長・事務局次長・事務局）、人権問題に関するメディア出演経験者（テレビ、新聞、ミュージカル、書籍出版、ドキュメンタリー映画等）などがいます。
　また、所属弁護士各々に精通した分野（交通事故、労働、貧困問題（生活保護・債務整理）、消費者被害、アスベスト被害、障がい者・高齢者、B 型肝炎、外国人など）があり、相互に知識・経験を共有しながら事件に取り組む、風通しのいい事務所であるので、幅広く深い知識と経験を身につけることができます。詳しくは、ホームページ（http://saitamasogo.jp/）をごらんください。

◆希望する修習生　積極的に人権問題や社会問題に取り組もうと考えている方

◆採用条件
　採用後一年間は、給与制（年 500 万円）で、他の弁護士と事件を共同受任して、経験を積んでいただきます。その後、様子を見ながら、各種事件ごとの分担率に応じた分担制へと移行となります。また、無給となりますが、産休や育休をとることもできます。

◆その他　事務所説明会を開催します。詳細については、ホームページ等にてお知らせします。

◆採用担当・問合せ先　鈴木（69期）（mitsuru.suzuki@saitamasogo.com）

千葉第一法律事務所

事務所外観（赤マル内の２フロア）

所 在 地：千葉市中央区中央２－９－８　千葉広小路ビル７階
電話番号：０４３－２２４－７３６６
Ｆ Ａ Ｘ：０４３－２２７－７０８３
事務所ＨＰのＵＲＬ　https://chibadaiichi.jp/　→ＱＲコード

１　事務所の構成（２０２３．８．３１時点、以下同様）
弁護士１２名（男性９名、女性３名）、事務員６名
期の構成：２４，２５，３３，４７，５０×３，
６５，６７，７０，７２，７３

７階相談室入口

２　事務所の特徴

元衆議院議員である柴田睦夫弁護士が１９５６年に個人事務所として開設し、地域の中核事務所となるべく１９７５年に千葉第一法律事務所として再出発しており、６０年以上の歴史があります。

普段から若手とベテランが上手く組みながら事件に取り組んでおり、新人の方にも、入所後から共同受任で事件処理を覚えてもらいます。弁護士それぞれ得意分野があるため、若手やベテランを問わず、質問等あればいつでも気軽に尋ねることができます。

７階受付（弁護士の執務スペースは８階）

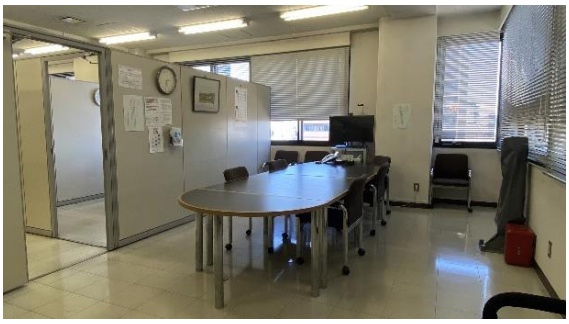

７階相談室（相談室は大小合わせて全６室）

３　採用関係（弁護士１名募集）

個人事業主として、自身の売上げの一定割合を事務所に納めてもらうことになります。なお、１年目では最低保証があります。会費は事務所負担です。

協調性のある方や何でも意欲的に取り組める方を募集しております。ぜひ事務所訪問や採用面接等ご応募ください。

事務所訪問や採用面接等をご希望の方やご質問がある方は、事務所電話番号宛てに倉田又は佐々木までお電話いただくか、メールの場合には事務所ＨＰの相談予約フォームからお気軽にお問い合わせください。

身近な頼りになる　KITASENJU LAW OFFICE
北千住法律事務所

アクセス

〒120-0034
東京都足立区千住１－２４－４　広瀬ビル２階　（北千住駅出口１より徒歩５分）
ＴＥＬ　０３－３８７０－０１７１　／　ＦＡＸ　０３－３８８１－７４７１
受付時間　月～金　am10:00～pm6:00　http://www.kitasenju-law.com/

所員構成

・弁護士　９名（男性７名、女性２名）／28、33、61、65、68、69、72、73、75 期
・事務局　５名（＋嘱託１名）

事務所の特色

◇当事務所は 1974 年 4 月の開設以来、50 年近くにわたり足立区・荒川区を中心とした地域に根ざした法律事務所として、業務を行ってきました。
◇一般民事や刑事はもちろん、離婚、相続、債務整理、破産（個人・法人・管財）、交通事故、労働事件（労使双方）、建築訴訟、行政事件、入管事件、調停委員など、多種多様な事件を取り扱っています。
◇所内の雰囲気は、一言で言えば「自由」。勤務時間も、どんな活動をするかも自由です。また、所員同士の顔が見えやすい規模なので事務所内の風通しがよく、事務所運営には若手の意見も積極的に取り入れています。
◇新人の指導体制としては、1 年目は先輩弁護士と 2 名で事件を担当するほか、月に一度の事件検討会を行っています。
◇各弁護士が自分の関心に従い、弁護団事件や弁護士会活動、社会運動、ロビーイングなどに取り組んでいます。

・所員が関わる主な弁護団事件等
「結婚の自由をすべての人に」訴訟、日の丸君が代訴訟、福島原発被害訴訟、安保法制違憲訴訟、新生存権裁判、東京大空襲訴訟、「桜を見る会」を追及する法律家の会、日本学術会議任命拒否問題情報公開請求など

・所員が所属する主な法律家団体等
青年法律家協会、自由法曹団、日本労働弁護団、日本民主法律家協会、改憲問題対策法律家 6 団体連絡会、医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、明日の自由を守る若手弁護士の会、外国人労働者弁護団、ストップいじめ！ナビ弁護士チームなど

・所員が所属する主な委員会　（東京弁護士会の副会長を過去に務めた弁護士もいます）
犯罪被害者支援委員会、性の平等に関する委員会、子どもの権利委員会など

◆採用について◆

採用人数：１名
連絡担当：北條友里恵（73 期）
Email：yurie-hojo@mbr.nifty.com（北條）
採用条件：◇1 年目は月 40 万円の給料制。事務所事件は先輩弁護士と共同受任ですが、個人事件も受任可（報酬は、一定割合の経費を引いた上で給料に上乗せ）。
◇2 年目は給料制か経費分担制かを選択できます。
求める人材：人権問題や社会問題に積極的に取り組む意欲がある方。
＊当事務所に興味がある方は、お気軽に事務所訪問に来て下さい。ご連絡をお待ちしております！＊

三多摩法律事務所

■ 事務所の特徴

＜多摩地域最大規模の事務所＞

1967 年に創立し、多摩地域に根ざして 50 年以上、地元の方々とともに歩んできました。今では多摩地域最大規模の事務所となりました。

多種多様な案件に接しています。離婚、相続、交通事故、債務整理等に加え、労働（労働者側）、消費者被害、医療過誤等に携わっています。スケールメリットを生かし、時には弁護団を組んで事件解決に当たります。一般的な事務所に比べて、労働事件が多いことも特徴です。

＜社会的な問題や人権課題への精力的な取組み＞

首都圏建設アスベスト訴訟、横田基地公害訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟など、社会的な問題に取り組んでいるほか、過労死、環境、生活保護などの人権課題に精力的に取り組んでいます。

＜憲法の基本理念を守りいかす活動＞

憲法の基本理念である人権と平和、民主主義を守る活動に積極的に取り組んでおり、多くの弁護士が、自由法曹団等の活動や弁護士会の活動に参加しています。

■ 事務所の雰囲気等

ベテランから若手まで上下の区別なく和気あいあいとした雰囲気です。

2016 年に事務所を移転し、立川駅からも立川支部からもアクセスが良くなりました。執務スペースは 1 フロアとなっており、意思疎通を図りやすい環境です。

弁護士 21 名 （男性 13 名、女性 8 名）、修習期は 30 期代 4 名、40 期代2名、50 期代 4 名、60 期代 6 名、70 期代 5 名。事務局スタッフ 13 名。

■ 採用予定人数、採用条件等

若干名を予定しています。

5 年目までは給与完全保障の仕組みがあります。弁護士会入会費・弁護士会費・法律家団体会費など必要経費は、事務所負担です。新人1名に対し 2 名の指導担当がつき、1年目から他の弁護士と共同受任するなど体制を整えています。

〒190-0014 立川市緑町 4-4 立川北口薬局ビル 4 階
TEL 042-524-4321 FAX 042-524-4093 ホームページ http://www.san-tama.com
連絡先 lawoffice@san-tama.com 担当弁護士小口明菜（64 期）/弁護士岡村拓究（73 期）

旬　報　法　律　事　務　所

所　在　地　東京都千代田区有楽町 1-6-8　松井ビル 6～9 階
創　　立　1954 年
所員構成　弁護士 29 名（女性 6 名:55 期、58 期、63 期、66 期、68 期、75 期）
　　22～39 期：6 名　41～58 期：8 名　60～69 期：9 名　70～75 期：6 名

【採用条件】　採用予定人数　1～2 人　　採用条件　パートナー弁護士

- 事件対応は原則として共同受任。先輩弁護士から OJT による手厚いサポートが受けられます。
- 個人受任・弁護団活動等も原則として自由。
- 弁護士の収入は事件売上による。
  ３年目まで収入の最低保障あり（１年目月 40 万円、２～３年目年 480 万円）。
  他の弁護士から共同受任の声がけがあるので、収入の心配はなし。
- １年目から事務所運営に参加。
- 弁護士会等の会費は自己負担。法律家団体の活動費は援助あり。
- １年目は月２回のアンケートを実施し、担当事件数や希望分野を把握。

【当事務所が求める人材】
- 人権問題や事件活動に意欲的に取り組む姿勢を持つ人
- 所員と協力して、事務所運営に寄与する意欲のある人

【事務所の特色】
- 以下の法律家団体に所属し、労働者や市民の権利を守るための活動に取り組む。
  自由法曹団、日本労働弁護団、青年法律家協会、国際法律家協会
- 事務所の取扱事件の約半数は労働事件（労働者側のみ）。労働事件以外にも、相続、離婚、交通事故、借金問題、刑事事件等、多様な事件に取り組めます。
- 在籍弁護士は、関心のある人権課題にも個別に取り組んでいます。
- 弁護士の産休・育休制度有り（産休制度は女性のみ）。
- 職員室タイプの執務スペースで他の弁護士に気軽に事件等の相談が可能。
- 弁護士間の交流、懇親の機会も多い(任意の集まり)。

【所属弁護士が担当している主な事件や活動】

日本マクドナルド店長残業代事件、阪急トラベルサポート残業代事件、ＩＢＭロックアウト解雇事件、電通新入社員過労自殺事件、日本郵政事件（20 条裁判）、アリさんマークの引越社事件、ウーバーイーツユニオン事件、東京都日の丸・君が代訴訟、同性婚訴訟、アスベスト訴訟、Ｂ型肝炎訴訟、原発被害賠償訴訟、ハンセン病家族訴訟、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、医療問題弁護団　他

77 期向け事務所説明会ほか、採用スケジュールは事務所ウェブページに掲載予定。

採用担当：鈴木創大（72 期）
連絡先：suzukisodai@junpo.org
Ｈ　　Ｐ：http://junpo.org/
TEL 03-3580-5311　FAX 03-3592-1207

城北法律事務所
JOHOKU LAW OFFICE

所　　在　〒171-0021　東京都豊島区西池袋１丁目１７番１０号　エキニア池袋６階
（池袋駅西口地下通路Ｃ８番出口でてすぐ）
電話：０３（３９８８）４８６６　　ＦＡＸ：０３（３９８６）９０１８
ＨＰ：http://www.jyohoku-law.com/　E-mail：wada@jyohoku-law.com（担当：和田）

構　　成　弁護士（２３名）（２０２３年8月３１日現在）
１９期、20 期、34 期、36 期、43 期、47 期、50 期、53 期、55 期（２名）、56 期、57 期、５９期、60 期、新 63 期、新 64 期、新 65 期、66 期、67 期、68 期、69 期、７１期、７２期
※2023年 12 月には７６期が入所予定
男性１７名　女性６名（47 期、50 期、55 期、60 期、新 65 期、66 期）
事務局（１１名+アルバイト数名）

所属弁護士が取り組んでいる主な弁護団事件
- 薬害事件（薬害ヤコブ、薬害Ｃ型肝炎、薬害イレッサ、ＨＰＶワクチン薬害）
- 国家賠償訴訟（首都圏建設アスベスト訴訟、Ｂ型肝炎訴訟、給費制廃止違憲訴訟）
- 福島原発関連事件
- 行政訴訟（大山ハッピーロード、赤羽西道路）
- 国家公務員政治ビラ・政党機関紙配布国公法違反事件
- 株主被害訴訟訴訟（ライブドア、ＩＨＩ）
- 痴漢えん罪事件（映画「それでもボクはやっていない」モデル事件）
- 派遣切り訴訟
- 生存権裁判（はっさく弁護団）
- 難民不認定処分取り消し訴訟等（ビルマ難民弁護団）

もちろん、通常の民事・刑事・労働・家事事件にも多数取り組んでいます！

担　　当　和田壮一郎（７２期）
採用予定　若干名
採用条件
- １年目からパートナー弁護士（２年目までは最低所得補償あり）
- 事件は個別に受任（入所から約半年は、弁護士業務を覚えるよう共同相談、共同受任）
- 個人の売上に応じて経費を負担
- 日弁連登録費、弁護士会登録費は事務所負担

自由法曹団や青年法律家協会などでの活動に積極的に参加していただける方を募集します！！

１９６５年に事務所を開設して以来、豊島区・板橋区・練馬区・北区をはじめとする地域のみなさんからのご相談を多数受けてきました。近年では、板橋区の活気ある商店街を分断する道路計画を阻止しようと、事務所の若手弁護士が中心となって事業認可の取消訴訟に取り組み、地域のみなさんと共に無駄な公共事業の中止を求めています（大山ハッピーロード事件、赤羽西道路事件）。

所内の特色は、「仕事がしやすい事務所」の一言に尽きます。「所長」のいない事務所で、民主的な事務所会議を基本に事務所を運営しています。新人でも自由に意見できる雰囲気です。また、事件の進め方に迷うときも、気軽に相談や議論ができます。さらに、各弁護士の執務スペースが個人ブースになっているのも自慢です。

事務所では、新人・若手も含めすべての所員が様々な分野で活動することを応援しています。弁護団活動はもちろん、憲法カフェの講師活動に汗を流したり、協力関係にある税理士さんたちと共同で企業向け・個人向けのセミナーを定期的に開催したりと、それぞれが持ち味を生かした活動を行っています。地域の一員となって地元のために活動し、同時に全国的な活動に積極的に取り組みたい方、ぜひまずは一度事務所の雰囲気を見にきてください！

★事務所説明会を予定しております（日程は担当の和田弁護士までお尋ねください）。

杉並総合法律事務所

〒166-0015
東京都杉並区成田東5-39-11
ビジネスハイツ阿佐ヶ谷204号
ＴＥＬ：03-3398-7271
ＦＡＸ：03-3398-7392
ＨＰ　http://suginami-law.info/
担当　事務局・浜本　隆太
（hamamoto@suginami-law.gr.jp）

●ホワイトで風通しのよい小規模事務所です
●弁護士として成長するための新人教育システムあり
●自由な働き方と安定した生活の実現を目指します

★☆★事務所の特長★☆★
〇ハラスメントゼロのホワイト環境→安心して仕事に集中できます。
●小規模で小回り抜群→新たな取り組みを始めやすい風通しのよさ。
〇１～３年目の辛さ知る弁護士考案の、ストレスゼロを目指す施策。
●過重労働を前提とせず早期に成長し「専門家」を目指す仕組み。
※私たちは、高いお給料（「街弁」１年目の相場は現在５０万円／月くらいでしょうか）をお約束できません（ゴメンナサイ）。その代わり、職場から徹底的にストレスを排除し、お節介なくらい面倒を見させていただき、速やかに「一人前の弁護士」を超えた「専門家」に成長するためのお手伝いを全力でいたします。

★☆★事務所のご紹介など★☆★
〇弁護士４名（２４期、４０期、６４期、６９期）・事務局２名。
●24期の川村弁護士が４５年前に設立した川村法律事務所が母体。
〇取り扱う事件の類型は、だいたい他の事務所と同じです。
●お客さんの多くは杉並区民です。地域密着型の事務所です。
〇若手弁護士を中心に、常に新しい経営戦略を実行しています。
●特にしばりはないので、あらゆる事件や人権活動に関与できます。
〇年次や売上と発言権が比例することを避け、対等に話し合います。
●ともに次の戦略を考え、高め合い成長できる仲間を探しています。
〇希望者には**面接フィードバック**を行います。お気軽にご応募を。

採用予定人数　若干名

採 用 条 件
入所後最低１年間は固定給、その後は相談の上経費分担制への移行を予定しています。
弁護士会・各種法律家団体の会費・参加費等は事務所負担します。

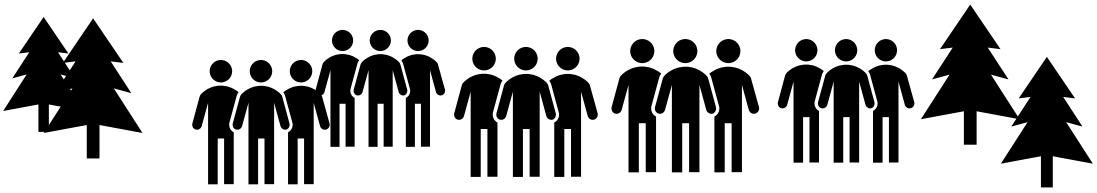

人と暮らしをまもるパートナー

東京法律事務所

●事務所紹介

東京法律事務所は、１９５５年の設立以来、労働組合とともに労働事件に数多く取り組み、数多くの労働判例を勝ち取ってきました。設立以来、たくさんの労働者・市民・中小企業の方々の事件に取り組むとともに、すべての人が等しく平和で人間らしい暮らしを営むことのできる社会の実現を願って、様々な分野で活動しています。

●取扱事件・弁護団など

労働事件や一般民事事件のほか、消費者被害、医療過誤、環境、原発、公害、中小企業営業（フランチャイズ、事業承継等）、建設アスベスト弁護団、B型肝炎集団訴訟（弁護団事務局事務所も担当）、各弁護士が幅広い分野の事件や多様な人権課題に取り組んでいます。

●所員構成等

弁護士３５名（男性２６名・女性９名）　事務局１８名、司法書士１名

新人弁護士に対しては所内新人研修の実施や相談担当弁護士によるフォローがあります。先輩弁護士とともに共同受任し、OJT形式で取り組んでいきます。

●どのような修習生を求めるか

労働者側で労働事件に取り組みたい方。個別事件における権利救済とともに、労働組合支援や９条の会の企画・運営、社会をより良いものにしていくための街頭宣伝やWeb発信（所属弁護士によるブログ記事や動画配信）等、様々な社会的な活動に積極的に取り組んでみたい方。

●採用条件等

2年間は固定給料制（月例給＋賞与）、以降は経費分担＋歩合（最低保障あり）。弁護士会・各種法律家団体の会費／諸会議等参加費用は全額事務所負担。

●採用担当：川口智也（69期）kawaguchi@tokyolaw.gr.jp
山内志織（74期）sannai@tokyolaw.gr.jp

採用情報の詳細は
下記のQRコードから

★プレ研修にお越しください

当事務所では、ロースクール生のエクスターン、司法試験受験生・予備試験合格者等のプレ研修（事務所研修）を受け入れています。
プレ研修をご希望の方は、青年法律家協会Webサイトの申込フォームよりお申込みください。

★77期向け事務所説明会のお知らせ

2023年12月26日　17時～
2024年1月16日　17時～
ご希望の日時、氏名、所属（ロースクールや大学名など）、電話番号及びメールアドレスをご記入のうえ、当事務所HPの問合せフォームよりお申込みください。

東 京 共 同 法 律 事 務 所

〒１６０－００２２
東京都新宿区新宿１丁目１５番９号
（丸の内線・新宿御苑前駅）
電話03(3341)3133　ＦＡＸ03(3355)0445

担当者　猿田（55期）木下（61期）小川（66期）
河（72期、hayunmi@tokyokyodo-law.com）

構　成　弁護士１８名（男性１２名・女性６名）
３０期、３３期、３７期、４２期、４８期、５２期、５４期、５５期、５８期（２名）
６０期、６１期（２名）、６３期、６５期、６６期、７２期（２名）
（７６期１名入所予定）

採用条件　・新人弁護士については１年間定額給与制。
・２年目以降は定率負担制。ただし、３年目までは最低保障制度あり。

事務所開業時間　月～金　午前９時～午後６時００分
※但し、弁護士の勤務時間は各自の自由

特　色

当事務所は、各弁護士が独自の分野を切り開き、労働事件、消費者問題、監獄内の人権問題、原発問題、外国人や女性の権利問題、貧困問題、子どもの権利、国際人権、外交問題など様々な分野の人権活動・公益活動等に弁護士会や弁護団、ＮＧＯなどで取り組んでいます。所員は全員日本労働弁護団の団員で、労働事件は労働者側に立つもののみ受任します。もちろん、民事事件や家事事件、刑事事件も多数取り組んでおり、仕事を通じて様々な人生に触れることができます。
やりたいことがある人は思い切りできますし、やりたいことが決まっていなくても、先輩弁護士等とともに活動しているうちにきっと取り組むべき課題が見えてくるだけの活動の幅のある事務所です。

修習期に関係なく弁護士同士フランクに意見を言い合える開けた事務所で、活気にあふれています。各弁護士忙しくしつつ、早めに家に帰り育児に精を出す弁護士もいます。

先輩弁護士と２人以上で事件を受任するのが原則で、先輩と相談しながら一緒に事件に取り組むことができます。

★どのような修習生を求めるか
・労働者側で労働事件等に取り組みたい方。
・人権活動に関心がある方、「自分はこの人権問題に取り組みたい」「まだ決まっていないけれど人権問題に取り組みたい」という意欲のある方を歓迎します。
・依頼者や事務局、同僚弁護士とのコミュニケーションを大事にできる方。

★採用条件
・新人弁護士については１年間定額給与制（月例給＋賞与）。
・２年目以降は経費負担制。ただし、３年目までは最低保障制度あり。
・新人弁護士は弁護士会費・労弁会費は事務所負担。

★事務所説明会・採用面接
弊所ホームページの情報をご確認ください（http://www.tokyokyodo-law.com/）。

プレ研修にお越しください！

プレ研修（インターン）を
随時受け付けています。
実際に仕事をしている様子を見たり、
弁護士と話したりして、
弊所の雰囲気を感じて
いただければと思います。

とにかく自由！

それぞれの弁護士が、自らの関心や
社会的要請に応じて自由に活動
しています。事務所としてもそれを
支援する制度もあります。
勤務時間、休日の取り方、
事件の受任については
各人の裁量に
任せられています。

東京合同法律事務所

〒107-0052
東京都港区赤坂2-2-21永田町法曹ビル
Tel　03-3586-3651
Fax　03-3505-3976
http://www.tokyo-godo.com

希望する人材

- 社会問題や
  人権課題に
  積極的に取り組む
  意欲がある方。
- 自ら問題意識を
  持って行動し、
  事務局員を含む
  他の所員と協力
  して当事務所の
  運営にあたれる方。
- 好奇心をもって
  様々な事件や活動に
  取り組める方。

多彩な事件

借地借家・交通事故などの
一般民事事件、刑事事件は
もちろん、離婚・相続・
後見といった家事事件、
債務整理、労働、
会社関係など分野を
限定することなく幅広い
事件を取り扱っています。
弁護団事件については、
同性婚訴訟、給費制廃止
違憲訴訟、Ｂ型肝炎訴訟、
マイナンバー違憲訴訟、
ＨＰＶ訴訟、入管での暴力に
関する国賠訴訟、
殺人冤罪事件（今市事件）
等があります。

待遇

１年目から経費分担が
ありますが、入所後一定
期間は最低保証制度があります。
弁護士会費は事務所負担。
弁護士会の委員会活動、その他各種
法律家団体の活動については、
活動の内容に応じて事務所として支援。
採用予定数　若干名

多様な弁護士

事務所には、20名(21～75期)の
各分野のスペシャリストが在籍して
いますので、様々な分野の知見を
広げることができます。
風通しがよく、気軽に相談しやすい
環境にありますので、安心して事件に
取り組めます。

連絡担当者　緒方　蘭（65期）・小河洋介（73期）
油原麻帆（73期）・原尻紘明（74期）
お問い合わせ先 saiyou.tantou.1951.1@tokyo-godo.com

TOKYO大樹法律事務所

〒160-0022　東京都新宿区新宿１丁目 26 番１号　長田屋ビル５階
東京メトロ丸ノ内線　新宿御苑前駅　徒歩６分程度
電話：03－3354－9661　FAX：03－3354－3324
URL： http://www.tokyotaiju.com/

構　成

弁護士：８名（37 期、43 期、48 期、60 期、62 期、63 期、64 期、75 期）
事務員：４名

事務所の特色

- 当事務所は、17 期の弁護士２名が 1978 年に立ち上げた事務所です。40 年以上にわたり「憲法の精神に忠実な良心的在野法曹」を創立時以来の理念として、各弁護士が様々な分野で人権課題に取り組んできました。
- 当事務所の最大の特色は、先輩弁護士のサポートを受けながら、弁護士会（委員会）・弁護団・各種団体などに自由に所属し、自由に活動を行える点です。青年法律家協会、労働弁護団や医療問題弁護団などに所属している弁護士もいますし、所属していない弁護士もいます。
- 各弁護士は、一般的な民事事件や家事事件、刑事事件、債務整理、交通事故などはもちろんのこと、中小企業法務、消費者問題、建築問題、労働問題、医療過誤、犯罪被害者支援、行政事件、外国人事件、少年事件などの専門分野にも力を入れています。また、薬害や原発被害、証券被害、国籍確認、LGBTQ などの弁護団で中心的に活動しています。
- 月１回の弁護士会議を行い、事務所内のコミュニケーションも活発です。年１回の弁護士合宿、忘年会・暑気払い・お花見などの各種行事も行われています。事件処理などで悩んだときには、いつでも先輩弁護士に相談できますので、安心して事件に取り組むことができます。

所属弁護士が関わる主な集団訴訟・弁護団など（過去含む）

津地鎮祭訴訟、横田基地訴訟、ハンセン病国賠訴訟ビルマ難民弁護団、薬害肝炎訴訟、国籍確認（国籍法法令違憲）訴訟、「青写真判決」判例変更事件、ライブドア株主被害弁護団、GID（性同一性障害者）法律上も父になりたい裁判、浪江原発訴訟、HPV ワクチン薬害訴訟、医学部入試における女性差別対策弁護団・都立高校入試のジェンダー平等を求める弁護士の会、同性婚人権救済弁護団、結婚の自由をすべての人に弁護団、など。

採用予定

１名。事務所理念に賛同し、人権課題に積極的に取り組む意欲のある方を歓迎します。

採用条件

パートナー（共同経営者）としての採用（売上及び登録年数に応じて経費負担）。ただし、１年目は、経費負担なし、月 50 万円・年間 600 万円の売上最低保証あり。
弁護士会費は自己負担。勤務時間・休日は各人の自由。個人事件の受任も原則自由です。

事務所訪問＆学習会

① ２０２４年１月１２日（金）17:00～18:30

テーマ：LGBTQ の法律問題と『結婚の自由をすべての人に』訴訟

② ２０２４年１月２６日（金）17:00～18:30

テーマ：弁護団事件のやりがい（薬害・原発）

当事務所での参加を原則としますが、Zoom 参加のご希望があればお知らせください。
終了後には懇親会も行う予定です。
参加希望者は前日までに、❶参加希望の回と❷氏名、❸懇親会への参加希望の有無を明記の上、以下の連絡先へメールにてご連絡ください。
担当：弁護士　佐藤真依子（75 期）m.sato@tokyotaiju.com

東京中央法律事務所
TOKYO CHUO LAW OFFICES

弁護士　１２名　［男性８名、女性４名］ 24，26，32，34，40，42，48，52，63，70，70，72 期

事務局　５名　［女性のみ］　　2023.8 現在

事務所で手がけてきた主な事件：

朝日訴訟，鹿児島夫婦殺し事件，サラリーマン税金訴訟

中国残留孤児訴訟，

国歌斉唱義務不存在確認等請求訴訟（略称：ヒノキミ），

青山学院大学不当労働行為事件，その他，私立学校・大学における不当労働行為，各種処分，配転，解雇を争う事件多数，

生存権裁判，横田基地訴訟，同性婚訴訟，etc.

保険医個別指導帯同等、東京保険医協会の顧問として医師の様々な法律トラブルに対応しております。

その他一般民事事件を多数取り扱っております。

事務所の特長：

- １年目からパートナーとして事務所経営に参加（ただし１年目は最低保障の他、固定給有り）
- 売上に応じて経費分担（若手には傾斜負担率を適用し，負担の軽減を図っています）
- １年目最低保障有　なお１年目は主に先輩弁護士との共同受任となり，やる気に応じてどんどん仕事を回すため，売上が最低保障を下回ったことはこれまでありません
- 個人受任自由
- 団体活動、弁護団活動は自由に行えます（昨年度第二東京弁護士会会長を輩出）
- その他１年目は各種活動に際する交通費等の補助があります

７７期採用予定

採用予定人数：１～２名

ご連絡頂いた方にはまず事務所訪問にお越しいただき、その後面接を経て採否を決定いたします。

採用担当窓口：

仲村渠桃（63 期）

問い合わせ↓

momo@chuolaw.com

東京中央法律事務所

〒160-0022
東京都新宿区新宿 1-9-5
新宿御苑さくらビル３階
TEL ： 03-3353-1911
FAX ： 03-3353-3420
TEL 受付時間
　月～金　９時 － ６時

http://www.chuolaw.com/

新宿御苑前駅２番出口からすぐです

東京東部
法律事務所

〒130－0022
東京都墨田区江東橋3丁目9番7号
国宝ビル6階

担当者　岩本　拓也（71期）
（iwamoto@tobu-law.com）

TEL 03-3634-5311　FAX 03-3634-5315
http://www.tobu-law.com/

構　成：弁護士15名［23期，28期，41期，42期，46期，48期，55期，57期（2名），新60期，新63期，新64期，66期，71期，73期］　事務局8名

○採用予定人数　　1～2名
○採用条件　　入所1年目より経費分担制（入所後一定期間は，最低保証制度あり。）
勤務時間及び休日は弁護士の裁量による。
弁護士会登録費は全額事務所負担。
○事務所開業時間　月～金　午前9時30分～午後6時00分

特　色

墨田・江東・葛飾・江戸川の下町を主な活動エリアとする東京東部地域最大規模の法律事務所であり，取り扱う事件の件数・多様性において同地域随一の法律事務所です。区職員労働組合，教職員組合，借地借家人組合等多くの団体を顧問先に持っています。

一般民事，刑事事件はもちろんのこと，労働事件，行政事件，消費者事件等，事務所にはあらゆる種類の事件が持ち込まれ，非常に多種多様な事件を取り扱います。
地域の設計事務所の建築士等と連携し，〝すみよいまちづくり〟をめざして最新のテーマで研究会活動を行う等，地域に密着したユニークな活動も行っています。

各弁護士が自分の興味関心に応じ，多様な人権活動を行っているほか，他事務所と連携して弁護団を組み，活動しています（東京大気汚染訴訟，中国人戦争被害訴訟，スーパー堤防事業取消訴訟，福島第一原発被害者弁護団，旧動燃思想差別事件，東京都非常勤講師再任用拒否事件，首都圏建設アスベスト訴訟，HPV薬害訴訟，年金引き下げ違憲訴訟，外国人技能実習生事件他）。また，弁護士会，自由法曹団，青年法律家協会等の諸活動にも積極的に取り組んでいます。

自主・独立・自由・平等をモットーとするスマートで明るい事務所です。入所後一定期間は先輩弁護士が受任した事件を新人弁護士に配転し，共同受任で事件を処理します。その中で弁護士としての基本的スキルを磨いていただくため，サポート体制は万全です。

事務所はJR錦糸町駅から徒歩2分の至近距離に位置し，霞ヶ関（東京地裁）や新宿も電車で25分圏内にあります。東京スカイツリーのお膝下にあり，都内東部の拠点としてこれから益々発展が期待される地域です。

弁護士、事務局で力をあわせて頑張っています！
是非当事務所の説明会にお越し下さい。
一緒に活動していただけるフットワークの軽い方のご応募をお待ちしております。

TOKYO TOBU LAW OFFICE

東京南部法律事務所

【所在地】　〒144-8570　東京都大田区 5-15-8　蒲田月村ビル４階
電話　03-3736-1141　／　Fax　03-3734-1584
URL：http://nanbu-law.gr.jp/
【担当者】長尾　詩子（nagao@nanbu-law.gr.jp）
永井　久楽太　（nagai@nanbu-law.gr.jp 連絡担当）

【構成】　弁護士１７人（男性１３人・女性４人），事務局９人
修習期：22,29,30,34,38,40,44*,48,53*,54*,58,64*,65,70,72,73,76
（*は女性）

【採用予定人数】　１～２名

【勤務条件など】　執務時間，休日は各人の自由です。事件の受任も原則としては自由です。登録後半年は研修期間として，他の弁護士と共同受任となります。登録後４年間は一定額の給与が保証されます。各分野（民事，刑事，労働など）についての研修制度や，事務所内での事件検討会など，充実したサポート体制を整えています。

【事務所の特色】

当事務所は，1968 年に，地域に密着し，市民に開かれた**「地域の法律事務所」**を目指して開設されました。**東京都大田区**は，現在でも４０００以上の工場が集まるモノづくりの町です。事務所のある**蒲田**は，松竹キネマ蒲田撮影所が有名でした。今は羽根つき餃子などで有名です。

地域事務所ですので，比率としては一般事件が多いのですが，特徴としては，**労働事件・弁護団事件**が多いこと，**憲法・平和活動**を積極的に行うことが挙げられます。

労働事件に関しては，事務所が羽田空港に近いこともあって，**航空関係の事件**が多くあります。一般の航空労働者から，機長，客室乗務員までいろいろな職種の労働事件を扱い，ＪＡＬ客室乗務員監視ファイル事件，客室乗務員の組合差別事件，ＪＡＬ不当整理解雇事件などの大型案件では弁護団を結成し取り組んできました。また，金属・交通関係を始め地域の労働組合と協力し，労働事件に積極的に関与しています。

また，所員弁護士が参加している集団訴訟は，原爆症認定集団訴訟，薬害肝炎，HPV ワクチン薬害訴訟，安保法制違憲訴訟，国公法弾圧事件，原発被害賠償訴訟（生業弁護団，浜通り弁護団），首都圏建設アスベスト訴訟，大規模道路建設認可処分の取消訴訟など多岐にわたります。**弁護団事件・集団訴訟**に関わる環境は充実しています。その他，**医療問題弁護団**の事務局事務所として，医療事件に積極的に関わる弁護士も多数所属しています。

さらに，「弁護士９条の会おおた」等の憲法・平和活動にも取り組んでいます。近時は，憲法改悪や労働法制改悪の問題などに関して蒲田駅前で街頭宣伝を行ったり，地元の民主団体と協力して憲法の大切さを考える大規模なシンポジウムを行ったりしてきました。地域の人々と協力し合い，世間に訴えかける活動を楽しく行っています。

当事務所の魅力を限られた紙面で語り尽くすことはできませんが，以上のような事務所の理念・活動に共感していただける方は，是非お気軽にご連絡ください。一緒に楽しく仕事・活動をしましょう！

首都と地方都市の魅力を併せ持つ

豊かな自然と　広いスペース、職住接近可能

せひ　一度

八王子合同法律事務所

に　おこし下さい

《事務所の概要》

1974年設立。2024年に創立50周年を迎えます。八王子を中心に，多摩地域に根ざした事務所です。住民の権利を守り，民主主義の発展のため，日々活動しています。

弁護士(8名)は40期～67期（男性6名・女性２名）,事務局は5名(うちパート1名)。

弁護士全員が，自由法曹団，青法協，日本労働弁護団，日本民主法律家協会に参加。

《活動内容》

一般民事はもちろん，労働，刑事，行政事件など様々な事件に取り組んでいます。横田基地騒音訴訟，過労死，医療過誤，消費者問題，原爆症認定訴訟，修習生給費制廃止問題，年金引下げ違憲訴訟、生業訴訟など弁護団事件にに参加している弁護士もいます。

訴訟活動だけでなく、地域のみなさんと連携して、様々な社会運動，住民運動にも参加しています。過労死防止法制定を求める運動、労働組合の学習・組織化、大型開発反対住民運動（里山を守る、リニアなど）、消費者運動、核廃絶を求める活動，大学生・高校生・若者の学習・FWの支援、地域の平和・政治・社会科学学習の講師活動、選挙運動などです。全国での憲法講演、書籍執筆などを手がける弁護士もいます。

「市民運動＆政治＆訴訟」この３つを連携させながら社会変革を目指す。これがわが事務所の長年の作風です。

事務所訪問・学習会のお知らせ

① 11月27日（月）16時～

テーマ「過労死・労働労災事件」

尾林芳匡弁護士・白神優理子弁護士

② 12月 11日（月）16時～

テーマ「消費者事件・環境公害」

消費者事件、高尾・川町の自然、横田基地訴訟、福島原発、馬毛島基地（鹿児島）問題など

松尾文彦弁護士、関本正彦弁護士、塚本和也弁護士

※オンライン併用、事前連絡ください。

《近年の業績（一部）》

・就労者の障害年金不支給処分取消判決
・オリンパス粉飾決算，株主被害訴訟，勝利和解
・足立区戸籍委託住民訴訟で委託契約を違法とする判決
・福生消防署職員過労自殺公務外認定取消判決
・大林組海外赴任過労死労災認定

《所員執筆の書籍（一部）》

・「こちら労働相談所；もう泣き寝入りはしない（尾林芳匡他／創風社」）
・「弁護士白神優理子が語る　日本国憲法は希望（白神優理子／平和文化社」）
・「消費者問題法律相談ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸ【全訂版】（松尾文彦他／第二東京弁護士会」）

《採用予定》

２名程予定しています。地域の労働組合・住民運動団体・民主団体などに積極的に関与し、様々な要求に向き合い、裁判はもちろん行政手続・社会運動・政治活動など多様な方法により事件を解決したり，社会進歩に貢献したい，労働組合・民主団体の組織の拡大強化等にも協力していきたい，と思っている方，ぜひご連絡下さい。お待ちしています。

〒192-0046
東京都八王子市明神町4－7－14
八王子ONビル8階
（京王八王子駅正面，JR八王子駅徒歩5分）
Tel：042-645-5151　Fax：042-645-5236
ホームページ:https://hachiojigodo.com/
担当：白神優理子(66期) 関本正彦(67期)
e-mail：hqb10377@nifty.com

創立６１年　暮らしと人権を守る

代々木総合法律事務所

〒151－0053　東京都渋谷区代々木１丁目42番４号
JR線・都営大江戸線代々木駅から徒歩４分
小田急線南新宿駅から徒歩２分
TEL　03−3379−5211　FAX 03−3379−2840
ホームページ　http://yoyogi-law.gr.jp/

長い歴史と地域の基盤

1962年開設以来、渋谷区・中野区・杉並区という地元地域を基盤に、地元の住民の暮らしと人権を守りながら長い歴史を歩んできました。渋谷区の住民監査請求事件、中野区の保育士の労働事件や、杉並区のアニメーターの労働事件など、地域に根差した事件を多く取り扱ってきました。

地元の税理士、建築士、医療関係者などの専門職や地域のユニオン・区議など多様な人たちと連携を取りながら、なんでも相談会の開催などを行っています。

大規模事件・労働事件

常に時々の課題に対して労働者、市民の立場で、人権を守るために、国家権力や大企業相手にもひるまずたたかってきました。これまでに事務所の弁護士が取り組んできた事件は、憲法判例で有名な本採用拒否を争った三菱樹脂事件、薬害肝炎事件、表現の自由をめぐる国公法事件、冤罪事件の足利事件などがあります。

最近では、各弁護士が個性を生かしながら京王バス労働組合の事件、名ばかり管理職事件、「派遣切り」「期間工切り」事件、ブラック企業対策などの非正規労働者の労働事件や、生活保護裁判、「追い出し屋」対策、脱法ハウス問題、悪質貧困ビジネス問題などの貧困問題、ひきこもり支援を謳う悪質施設に対する裁判、HPVワクチン訴訟など様々な事件に取り組んでいます。

市民活動とともに

安保関連法（いわゆる戦争法）や共謀罪反対する取り組みをはじめ、憲法等の市民向け学習会の講師活動など平和・憲法を守る運動や、野党共闘により戦争法の廃止と立憲主義の回復を目指す地域の市民連合の活動にも取り組んでいます。地域の病院や区議さんと一緒に路上での何でも相談会ボランティアにも取り組んでいます。

自由に事件に取組める

事務所の運営は、弁護士･事務局員が対等・平等の立場で、民主的に討議のうえ行っています。

また、事務所の「暮らしと人権を守る」という理念に沿うものであれば、弁護士各自が個性に富んだ活動に自由に取り組めます！事務所の取り組みの詳細は、HPでぜひご確認ください。

実直に人権課題に取り組む方をお待ちしております！

＊採用予定人数＊　１～２名
＊入所後の待遇＊　給　与：１年目は定額給与制。２年目以降は経費分担制（負担軽減措置あり）。
弁護士会や法律家団体（自由法曹団・労働弁護団・青法協など）の活動には、積極的極的に参加することを勧めています。
＊構　成＊　弁護士　１２名（男性９名／女性３名）
11期、26期、27期、30期、38期、41期、43期、45期、50期、54期、60期、新61期、73期
事務局　４名（女性３名／男性１名）＋アルバイト
＊連絡担当＊　林　治（６０期）hayashi@yoyogi-law.gr.jp

神奈川総合法律事務所

構成

◇弁護士 11 名（24 期、26 期、34 期、42 期、44 期、53 期、60 期、65 期、69 期 2 名、73 期）うち女性 1 名（53 期）
◇事務局 6 名

採用予定人数・求める人物像

採用予定人数は 1 ～ 2 名。自立心と開拓精神が旺盛な方、創意工夫の好きな方、ねばり強い方、紛争解決のために問題全体を俯瞰し、細部にも目が行き届く方など。

執務体制等

◇執務時間、休日は各人の判断に委ねています。
◇入所 3 年間は、給料制を保証します（1 年目 45 万円／月・昇給あり）。
◇給料制の間、弁護士会費（登録当初は 18,950 円）、労働弁護団などの各種法律家団体の会費や総会・学習会の参加費用、交通費等の活動費は事務所が負担します。
◇週 1 回の弁護士会議と隔月の事務局を含む全体会議で、事件や事務所運営などにつき討議します。

事務所の開業時間

月～金　9 時～ 1 9 時（土日祝はお休み）　※弁護士の執務時間はこれより短くも長くもなります。

事件類型等

◇事務所開設時より働く人の権利問題に熱心に取り組んでおり、労働事件の多い事務所です。
◇爆音公害、消費者被害、交通事故被害、医療過誤、建築紛争、刑事、少年など多様な事件に取り組んでいます。顧問先は労働組合（「連合」傘下の労働組合中心）や中小企業です。
◇各弁護士の得意分野は様々ですが、共通のルールとして使用者側労働事件、暴力団側事件、業者側消費者事件の受任はしません。

所属団体・公的活動等（各弁護士により異なります）

◇日本労働弁護団、青年法律家協会、過労死問題対策弁護団、神奈川医療問題弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、奨学金問題対策全国会議、反貧困ネットワーク神奈川など。
◇神奈川にとどまらず、日弁連（労働法制委員会・人権擁護委員会）、日本労働弁護団（会長・幹事長・事務局長など）の本部役員等でも活動。

事務所の著名事件

厚木基地爆音訴訟、国鉄労働組合の不当労働行為事件、アスベスト関連訴訟（多数）、日本マクドナルド店長残業代裁判、山田紡績事件、護衛艦「たちかぜ」いじめ自殺裁判、外国人研修生過労死事件、たかの友梨事件、あんしん財団事件、横河電機（ＳＥ・うつ病罹患）事件、新国立競技場新入社員過労自死事件、三菱電機新入社員いじめ自死事件、日本学生支援機構（奨学金保証人過払）事件など

ひとこと

プロ意識の高い職人肌の弁護士が集まっています。
事務所内で意思疎通を図る努力をしており、期の分け隔てのなく気軽に相談できる雰囲気があります。難しい事件は、弁護士全員で知恵を出し合いながら取組んでいます。
積極性のある方、入所直後から主体的に仕事に取り組みたいという方に、居心地の良い事務所です。
ぜひ、当事務所のホームページ（所員自作）をのぞいてみてください。

事務所説明会＆学習会のおしらせ

8/19(土)10:30 9/14(木)18:00 10/6(金)18:00
11/15(水)18:00 12/22(金)18:00　（各 60 分程度）
※事務所来所・ウェブ(Zoom)のどちらでもご参加になれます。

学習会の内容　○過労死・労災事件
○厚木基地騒音訴訟　など

（詳細・お申込みは事務所ウェブサイトへ）

事務所サイト　https://kanasou-law.com/

お問合せ先：青柳　拓真（７３期）
t-aoyagi@kanasou-law.com
〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7
横浜平和ビル４階
TEL 045-222-4401 FAX 045-222-4405

川崎北合同法律事務所
Kawasaki Kita Godo Law Office

〒214-0014 神奈川県川崎市多摩区登戸３３９８番地１大樹生命登戸ビル５階（JR・小田急登戸駅徒歩１分）
TEL：044-931-5721　FAX：044-931-5731　HP：https://kawakitalo.org

弁護士の構成

•男性５名／女性３名（23期／28期／60期／61期／66期／67期／71期／72期）

事務所の特色　～地域に寄り添う事務所～

•**地域のマチ弁的事務所**：当事務所は、川崎市北部に位置する多摩区登戸にあります。裁判所から遠い地域の住民の皆様の権利擁護を目的として２００５年に開設され、地域に密着した仕事が多いのが特色です。事務所近辺の方々が、日常の暮らしにかかわる様々な悩みをご相談に来られます。依頼者の皆様からは、「迅速に対応してもらえてよかった」、「自宅の近くに事務所があってよかった」、「難しい案件にしっかり対応してもらえた」などのお声をいただいています。

•**地域の方々との活動**：川崎は市民運動が活発な地域です。憲法や労働・教育・原発問題等について、事務所をあげて地域の方々と活動しています。また、憲法問題についての市内各地での出張講義や憲法カフェもお引き受けしています。

取り扱い事件

•労働事件（解雇、労災、賃金・残業代請求、セクハラ等）

•民事事件（交通事故、不動産トラブル、請負代金請求等）

•家事事件（相続・遺言、遺産分割、離婚、成年後見等）

•刑事事件・債務整理（破産、個人再生事件等）・消費者トラブル・行政事件

•弁護団等（建設アスベスト訴訟、日産自動車解雇事件、薬害肝炎訴訟、原発かながわ訴訟、川崎市教育委員会音声データ開示請求拒否処分取消訴訟、結婚の自由をすべての人に訴訟、台風１９号多摩川水害弁護団、かわさき市民オンブズマン、その他）（実績を含む）

第７７期修習生の採用について	採用予定人数 ： １名
	希望する修習生 ： 行動力や積極性のある方 ／ 向上心をもって自己研鑽に努めることが出来る方 ／ 社会的課題に関心のある方 ／ 継続して長く当事務所で一緒に活動してくださる方
	採用条件：まずは下記の事務所説明会にご参加ください

事務所説明会	**日程**：①2023/8/30 18時～ ②9/22 18時～ ③10/17 18時～ ④11/22 15時30分～＊同日開催の事務所学習会「加害の歴史から学ぶ戦争」（13時30分～、明治大学平和教育登戸研究所資料館）にも是非ご参加ください。⑤12/20 18時～ ⑥12/22 18時～ ⑦2024/1/10 18時～
	場所：川崎北合同法律事務所
	応募方法：担当者宛てに、⑴お名前、⑵電話番号、⑶ご希望日程を明記の上、メールにてお申し込みください
	担当者：弁護士 林　裕介 （hayashi@kawakitalo.org）

馬車道法律事務所　募集要項

１　事務所名　馬車道法律事務所

住所　神奈川県横浜市中区太田町４丁目５５番地　横浜馬車道ビル６階

（みなとみらい線　馬車道駅徒歩２分。赤レンガ倉庫も近くおしゃれな街に事務所があります。）

電話番号　０４５－６６２－７１２６

ＦＡＸ　　０４５－６６２－４８３１

ホームページのＵＲＬ　http://bashamichi-law.jp/

採用連絡担当者　中込竜司弁護士宛（nakagomi_r@bashamichi-law.jp）

２　弁護士の構成　９名（男性８名，女性１名）

２２期，４３期，５８期，６０期，６３期，６６期，７０期，７３期，７４期

３　採用予定人数１名

４　希望する修習生

弱い立場で苦しむ人々に寄り添える方。

５　採用条件

委細面談。ご希望の方は履歴書と司法試験の成績を採用連絡担当中込竜司までお送りください。

馬車道法律事務所は，１９７３（昭和４８）年に前身の陶山圭之輔法律事務所として出発し，今年で創設５０年になります。私たちは一貫して，働く人，消費者，患者，子どもなど社会で弱い立場にある人のために活動してきました。扱う事件も，遺産相続，離婚問題，交通事故，借金などの金銭トラブル，不動産をめぐる争い，医療事故，消費者被害，労働問題，建築紛争，刑事事件，少年事件，行政事件など多岐にわたっていて，本当に様々な分野に取り組んでいます。

これまで，私たちは，豊田商事事件，オウム真理教の被害者の救済，えひめ丸事件，川崎公害訴訟，原爆症認定訴訟など大きな社会問題となった事件に果敢に取り組んできました。

現在でも，当事務所が事務局である福島原発被害者支援かながわ弁護団などの原発問題に関する訴訟や，マイナンバー訴訟，厚木基地爆音訴訟，建築アスベスト被害対策弁護団など様々な弁護団事件に取り組んでおります。もちろん，弁護士会の各種委員会活動も活発に取り組んでいます。

まずは気軽に事務所にお越しください。

横浜法律事務所
Yokohama Law Office

●事務所紹介

横浜法律事務所は，１９６３年に市民・働く人たちの権利を守るための事務所となることを目指し，３名の弁護士によって設立されました。時代の流れにより，人々を取り巻く情勢は刻々と変化していますが，所属弁護士もその変化に対応し，市民，働く人，消費者，高齢者，外国人，子どもなど，様々な人たちの権利を守り，事件を解決するための取組みを行ってきました。

市民に身近であり，「権力，財力，腕力のない者の味方の事務所」として，市民の権利を守る存在でありたいというのが私たちの理念です。

●事務所構成

弁護士１４名（男性９名　女性５名）３６期～７５期の弁護士で構成されています。

●取扱事件

一般民事・家事・労働・労災・クレサラ・破産管財・消費者・外国人・行政・医療過誤・学校・高齢者及び障害者の権利・成年後見・刑事・少年・その他

●希望する人物

あらゆる分野の事件に触れる機会があり，各種弁護団事件などを通じて他事務所の弁護士と交流する機会も多くあります。何事にも興味・関心を持ち積極的に取り組める元気な人と共に働きたいです。

●採用予定人数及び条件

若干名

当初２年間は給料制（弁護士会会費，各種法律家団体会費は事務所負担）

３年目以降パートナー就任の場合経費分担

横浜市中区相生町１－15 第二東商ビル７階
Tel　045-662-2226　　Fax　045-662-6578
連絡担当弁護士　広谷　渉（75 期）
連絡先　hirotani@yokohamalawoffice.com
事務所 HP（URL）　https://yokohamalawoffice.com

事務所 HP

横浜合同法律事務所

2023/11/2

当事務所は、１９６９年設立以来、「平和憲法と共に、市民と共に」との標語の下に、人権と平和を守り、社会的弱者の視点に立って、市民・民主団体・労働組合などと連携しながら活動する、横浜市の関内にある事務所です。

≪事務所紹介≫

弁護士１７名（男性１３名女性４名）、事務局 8 名で構成されている神奈川県で最大規模の法律事務所ですが、気さくな方ばかりで雰囲気の良さが自慢です。

各弁護士の業務分野は、一般民事事件に始まり、労働問題、憲法問題、消費者問題、行政問題、環境問題等多岐にわたります。

また、弁護士は全員、自由法曹団、青年法律家協会、日本労働弁護団に所属していただきます。

≪採用条件≫

若干名の採用を予定しています！所員と一緒に社会問題・人権課題に取り組んでいただける方を希望します。末永く事務所の一員として活動できる方の応募をお待ちしています。

≪待遇等について≫

入所１・２年目は給与制（交通費全額支給。弁護士会費、弁護士賠償保険、弁護士所得補償保険、３団体会費等の諸費用は事務所負担）。３年目以降は売上に応じた経費制となりますが、若手には経費負担の優遇措置や最低保証等がありますので安心して働けます。詳細は面談時にご説明いたします。

≪学習会・事務所説明会のお知らせ≫

① 2024 年 1 月 11 日（木）17 時より
学習会（アスベスト訴訟）・説明会

② 2024 年 1 月 18 日（木）17 時より
学習会（自衛隊セクハラ訴訟）・説明会

ご都合の合わない方にも個別に事務所説明会を行いますので、お気軽に採用担当までご連絡下さい！

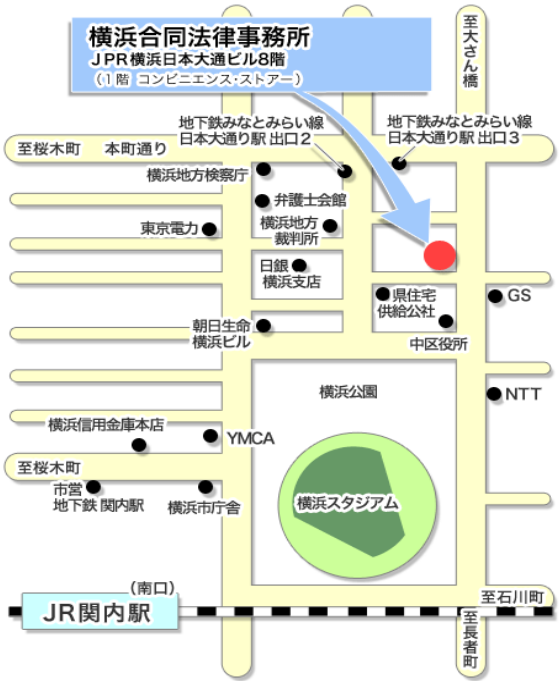

◎連絡先

〒231-0021
横浜市中区日本大通 17 番地
JPR 横浜日本大通ビル８階
横浜合同法律事務所
採用担当　馬込（まごめ　72 期）
メールアドレス　t.magome@yokogo.com
電話：045-651-2431
FAX：045-641-1916
事務所 HP：https://www.yokogo.com/

弁護士法人 金沢合同法律事務所

〒920-0931 石川県金沢市兼六元町9番40号
TEL:076(221)4111/FAX076(221)4994
【事務所HP】
https://kanazawagoudoulaw.com/

採用ページは
こちらから！

【採用担当・問合せ先】

徳田隆裕（63期）　tokuda@kanazawagoudoulaw.com

【構成】　弁護士　6名（20期、43期、52期、57期、58期、63期）（男性3名、女性3名）

事務局　6名

【事務所の特色】　当事務所の前身は1947年に創設され、金沢の地で70年以上の歴史を有する法律事務所です。
弁護士は、ベテランから中堅、若手まで幅広く、男女の構成比もバランスよく、在籍しています。
事件処理に悩んだ時には、気軽に先輩弁護士に相談できる風通しのよい職場環境です。

【採用条件】　入所3年目まで給料制（月額33万円、夏季賞与2カ月、冬季賞与2カ月を保障）、入所4年目からは共同経営となります。
弁護士会費、所属団体会費、その他研修費用は事務所負担。社会保険あり。中退共の退職金制度あり。

【指導体制】　原則として、事件を先輩弁護士と共同受任し、先輩弁護士が事件処理を指導。

【所属弁護士が活動する主な弁護団事件】

B型肝炎訴訟弁護団、小松基地爆音訴訟弁護団、志賀原発訴訟弁護団、年金減額処分取消訴訟弁護団、生活保護基準引下処分取消訴訟弁護団、レセプト債訴訟弁護団など。

【事務所からのメッセージ】

人権問題に熱心に取り組んでいただける方、将来にわたって一緒に事務所を作っていく意欲のある方、明るくて素直な方を求めています。石川県で人権問題に取り組む弁護士として活躍したい方はぜひご連絡ください。

女性の法律事務所パールです

事務所名　女性の法律事務所パール
住所　　滋賀県大津市末広町 4－5　NS 大津ビル 4 階
TEL　　077－510－1098
FAX　　077－510－1099
URL　　http://womens-law.jp/
メール　womens-law@nifty.com

♪　弁護士の構成　5 名　（34 期、51 期、60 期、62 期、64 期）
♪　採用担当者　　森真子
♪　採用予定人数　1
♪　採用条件：年収 480 万円以上保障です。
　　弁護士会費は自己負担/自由法曹団等活動費は事務所負担あり。

弁護士、事務局とも、スタッフ全員が女性です。女性の権利に関心があることが共通項です。自由法曹団に加入し、いろいろな人権活動や弁護士会活動を、ワークライフバランスを保ちながら、旺盛に取り組んでいます。
意欲的で、協調性のある方、お待ちしています！

創立60年　くらしと権利を『第一』に　京都最大級の法律事務所

京都第一法律事務所

事務所ホームページ

残業代専用ホームページ

構成	弁護士19名　23期～75期（男性14名、女性5名）
採用条件	入所後2年間はアソシエイト。弁護団活動、弁護士会委員会活動は自由。 指導担当弁護士（主担当1名、サブ担当2名）との共同受任にてOJT。 原則として3年目からパートナー（場合によりアソシエイト継続）。 勤務時間や休日は各自判断（業務班会1時間、事務所会議17時～各月1回）。 その他、詳細については委細面談。
事務所開所時間	月～金　9時～18時、　夜間相談時20時まで（週2回、各回担当2名制） 土曜日　9時～12時30分まで　（第2、4土曜日閉所。土曜相談は担当制）
所属弁護士の 主な事件・活動	民事事件や家事事件はもちろん、労働・労災（過労死、過労自死）事件、医療・介護過誤、高齢者・障害者・未成年者の権利擁護、戦後補償問題、消費者被害救済、オンブズマン訴訟、建築紛争、公害・環境事件、京都の景観・まちづくり問題などにも積極的に取り組み、大きな成果を上げています（詳しくは、HPの活動紹介をご覧ください）。 労働分野では、残業代ソフト「給与第一」を作成、公開しており、年間ダウンロード数は、1万件にのぼります。全国の裁判所で使用されている残業代計算ソフト「きょうとそふと」の開発協力もしました。 現在も、原発差止・賠償訴訟、建設アスベスト訴訟、消費者事件、憲法25条（年金・生活保護）関連訴訟、旧優生保護法被害救済弁護団、ブラック企業被害対策弁護団、過労死弁護団、景観・まちづくり関連訴訟などに、各弁護士がそれぞれの興味関心に従って、積極的に関わっています。
事務所の特色 ＆ 希望する弁護士	自由法曹団や青年法律家協会での活動を重視しているほか、弁護士会の委員会活動にも活発に参加しており、日弁連や京都弁護士会の弁護士会長、副会長も多数輩出しています。 オープンスペースで、誰にでも気軽に相談・質問できる環境が整っています。若手で事件検討会も不定期開催。ベテラン弁護士も気さくな弁護士ばかりで、人間関係に悩むことはないと思います。書籍、判例検索等も充実しています。 依頼に誠実に取り組むとともに、憲法の価値を守り、社会をより良くするための様々な運動や訴訟等に積極的に参加してくれる方の参画を希望します。
採用の流れ	（1）履歴書の提出→（2）若手弁護士による面接→（3）ベテラン弁護士との顔合わせを経て採用内定となります。ご希望があれば、事務所訪問、プレ研修（数日、事務所で研修）もできます。 まずは下記担当者宛てに、履歴書（形式問わず）をお送りください。郵送でもメールでも結構です。後日、担当者からご連絡差し上げます。
お申し込み	○随時、下記担当者宛メールにてお申し込みください。

〒604-0857 京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地
ヤサカ烏丸御所南ビル4階
TEL 075－211－4411・FAX 075－255－2507
URL:http://www.daiichi.gr.jp/

連絡担当者：尾﨑　彰俊（65期）　ozaki@daiichi.gr.jp
細田　梨恵（69期）　hosoda@daiichi.gr.jp

1名以上
採用予定

事務所名　**北大阪総合法律事務所**　ＨＰ→

連絡担当者：安原　邦博（67 期）

Tel：06-6365-1132　e-mail：yasuhara@kitaosaka-law.gr.jp

採用予定　あり（　１名　）・未定

１．事務所の構成

パートナー　11 名　　アソシエイト＿＿＿名　　事務員　８名

２．取扱事件の内容

◆ よく取り扱う事件

ア　一般民事（マチ弁ですので、基本的にどんな事件でも取り扱います）

イ　家事事件　　ウ　破産・再生・債務整理（個人・企業）　　エ　労働事件（労働者側・使用者側）

オ　消費者　　カ　知的所有権　　キ　渉外　　ク　企業法務　　ケ　女性・子ども　　コ　医療過誤

サ　刑事事件　　シ　その他（当事務所が扱ってきた事件の詳細はＨＰをご覧ください）

◆ 取り扱わない事件（反社会的勢力を援助・助長するような事件。（原則として）労働事件の使用者側）

◆ 現在取り扱っている著名事件・弁護団事件等（ノーモアミナマタ、アスベスト等、ＨＰに詳細有）

３．業務外活動（弁護士会、自主的活動等）の位置づけ

自由にやってよい（むしろ積極的に取り組んで欲しい）

４．自己事件受任について

当事務所では、全弁護士につき、扱う事件は全て事務所事件としています。

５．事務所内指導について

共同受任の形で指導（6 か月は必ず、以降は適宜）。また、一定の専門分野につき所内研修等を実施

６．基本的な待遇について

◆給与体系　　給与制（新規登録後 3 年は固定、以降は歩合）　　◆勤務時間　　自由

◆そのほか　　会費は、弁護士会だけでなく、所員全員が加入する法律家団体分も全て事務所負担です。
弁護士共済制度互助年金または企業年金の保険料も事務所負担です（事務所で決めた口数）。
健康診断も毎年一回分が事務所負担です。
産休・育休制度（一定期間）もあります。
固定給の間は、自宅と事務所間の交通費、税金、国民年金・健康保険料も事務所負担です。

７．採用の方法について

当事務所に興味を持たれた方は、是非、お気軽に上記連絡担当者までご連絡ください。

８．事務所のアピール

1974 年の設立以来北摂地域を地盤としてきており、そのため、同地域の諸団体や依頼者との関わりが強いです。所属弁護士の構成は、女 2 名男 9 名で、18 期、37 期、39 期、53 期、56 期、60 期、65 期、66 期、67 期、71 期、75 期です。

当事務所の各弁護士にはそれぞれ別の得意分野もありますが、事務所の特色としては、労働事件（労働側）に力を入れており、また、水俣病、アスベスト被害、各種情報公開請求など、社会の耳目を集める事件も数多く扱っています（詳細はＨＰ）。所在地が大阪地裁の近く（大阪市北区西天満 5 丁目 16 番 3 号 西天満ファイブビル 4 階）であるため、多くの弁護団（ノーモアミナマタ近畿弁護団、大阪アスベスト弁護団等）の会議が当事務所でおこなわれている等、弁護団や法律家団体等の活動を活発におこなっています。

きづがわ共同法律事務所

〒556-0011　大阪市浪速区難波中 1-10-4 南海ＳＫ難波ビル５階
TEL 06-6633-7621　FAX 06-6633-0494
E-mail: miyamoto@kizugawa-law.jp　HP:　http://www.kizugawa-law.jp/
連絡担当者：宮本亜紀（64 期）

□ 構成

弁護士１３名（うち女性３名）１３期～７０期　＋法テラススタッフ養成弁護士１名
事務局１０名

□ 採用予定人数

１人

□ 採用条件

パートナー方式（経費分担制）
但し、一定期間は収入の最低保証あり
勤務日・執務時間は原則的に自由（但し、月１回の弁護士会議と事務所会議あり）

□ 事務所開業時間

月～金　午前９時３０分～午後５時３０分

□ 所属弁護士の主な事件・活動

嘉手納基地爆音訴訟、Ｂ型肝炎訴訟、ハンセン病家族訴訟、福島原発避難者訴訟、生活保護引き下げ違憲訴訟、労働組合・個人の労働事件、女性・子どもの権利、高齢者・障害者の権利、借地借家事件、刑事・少年事件、等。

□ 事務所の特色

１９６８年創立で５５周年を迎えました。働く人々や中小企業など地域住民の生活と権利を守ることをモットーに、大阪市の南西部地域からアクセスしやすい場所で（なんば駅徒歩１分）、地域に根ざした法律事務所です。マチ弁として民事事件一般、家事事件、刑事事件を広く扱っていますが、とりわけ地域の高齢化に伴い、成年後見、遺言、相続、介護などの問題に力を入れ、電話相談、出張相談にも取り組んでいます。

１３名の弁護士が、日本国憲法の基本的人権が守られる社会をめざして、個性豊かに、大阪から全国をまたにかけ、様々な事件・活動に取り組んでいます。大阪弁護士会の副会長経験者２名の他、各委員会の長や、法律家団体の支部長・事務局長や全国規模の弁護団の事務局長等に就任し、各分野でのエキスパートとなって、事務所内勉強会ではその知見を交流するなどしています。

その他、事務所ＨＰをご覧になり、私たちの理念に共感された方は、ぜひ事務所においでください！

弁護士法人 岡山香川 架け橋法律事務所

事務所の基本情報

弁護士３名
【岡山オフィス１名】河田　布香弁護士（72 期）
【香川オフィス２名】呉　裕麻弁護士（61 期）武田　諒弁護士（75 期）
事務職員３名　（岡山オフィス２名・香川オフィス１名）

事務所の特徴

岡山県倉敷市と香川県高松市に拠点を設ける事務所です。「問題解決の架け橋に」をモットーに活動しています。基本的にはいわゆる街弁としての一般的な事件を中心に取り扱っています。また、地域における人権問題、社会問題の解決にも意識を向け、弁護団事件等にも積極的に参加しています。

取扱事件・弁護団

【一般的な事件】
男女問題をはじめ、消費者事件・刑事事件・労働事件・子どものトラブル事件・相続・遺言事件・債務整理事件など遍なく受けています。
【弁護団事件】
現在、真備水害訴訟弁護団、虐待事件弁護団、出会い系等被害対策弁護団に参加しています。（護団事件への加入は自由に決めており、何かの弁護団に入ることを強制することはありません）

採用条件など

・勤務地：岡山オフィス（岡山弁護士会登録）
・初年度年俸５４０万円（月額４５万円）
・社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険加入、健康診断費事務所負担。
・弁護士登録費用、弁護士会費、青法協を含めた各種会費等は法人負担
・勤務体系は平日９時から１８時(土日祝勤務はありません)
・国選事件を含めて個人事件としての受任扱いにはせず、すべて法人の売り上げに計上
・ノートパソコン、スマホ、iPad の貸与、書籍購入費支出、交際費支出

自由を愛する人、個人の尊厳を大切にする人からのご応募をお待ちしております。

弁護士法人岡山香川架け橋法律事務所

▸岡山オフィス(TEL:086-441-9937)
岡山県倉敷市中庄 2372-4　グローリー中庄 101

▸香川オフィス(TEL:087-802-2573)
香川県高松市上福岡町 2007 番地 10　ル･キューブ上福岡 101

採用担当
代表弁護士　呉　裕麻
メール:oh_yooma@kakehashi-law.com

九州鳥栖･芯鋭法律事務所

構成

弁護士　２名（５７期男性　７４期男

採用予定人数

１～２名

採用条件

折衷型（５５０万円程度）。完全給与制も検討しています。弁護士会費の事務所負担あり。

希望する修習生について

一般的な事件と、各種弁護団の活動を共に行うことができる人、市民側での仕事を希望する人を求めます。性別や年齢は全く問いません。土日のうち一方は出勤していただくことになると思います。（かわりに平日１日休み）

事務所開所時間

平日　　９：00～18：00
土日祝日　９：00～17：00

事務所の特色

１　福岡市郊外の佐賀県鳥栖市（博多駅から電車で25分程度）にある法律事務所です。
２　主に市民側の依頼を受けています（限定しているわけではありません。たまに企業からの依頼もいただいています）。代表弁護士（小山）は、鳥栖アスベスト国賠訴訟の事務局長をさせていただいているほか、いくつかの他の弁護団事件にも関わっています。
３　各種弁護団の活動を共に行うことができる人が望ましいです。
４　性別や年齢は全く問いません。また、代表弁護士も（旧試験時代ですが）スタートが遅いほうでしたので年齢は全く問題にしません。

取扱事件・弁護団など

労災、残業代請求、解雇 交通事故、 親族問題、相続問題
【所属団体】
日本労働弁護団（全国常任理事）、九州山口医療問題研究会（佐賀研究会）、西日本石炭じん肺訴訟弁護団、B型肝炎訴訟佐賀弁護団、労働弁護団佐賀研究会（会長）、過労死１１０番全国ネット

〒841-0033　佐賀県鳥栖市本通町1-813-13篠原第2ビル2階
TEL　0942-50-8774　FAX　0942-50-8764
URL　http://shinei-law.jp/
採用担当者：宇野

弁護士法人諫早総合法律事務所

【住所】　長崎県諫早市小船越町 617－11

【創設】　1980 年（※法人化：２０１４年）

【所属弁護士】　4 名（男性 3 名、女性 1 名、22 期、60 期、62 期、63 期）
長崎県弁護士会において、労働、消費者、刑事等の委員長、副委員長を務めています。

【当事務所の特色】
当事務所は,被爆者事件、行政を相手とする事件、労働者側の労働事件が多いです。他方、顧問先企業も多く、企業法務もそれなりにあり、地方自治体の顧問もあります。もちろん、一般民事の依頼も多いです。即ち「権力を相手にたたかう」ことを中心としつつ、事件の種類が多種多様であることが特徴です。

【求める人材】
「権力を相手にたたかう」事務所へのニーズは高く、新規のご依頼を断っている状況です。一緒にたたかってくださる方を募集します。

【採用人数　1 名】
採用条件　給与制月額 50 万円（弁護士会費込)、厚生年金、健康保険あり
ホームページ　https://isahayasogo.com/

【所属弁護士が担当している主な事件や活動】
●労働以外：被爆体験者訴訟、BSL 4 訴訟、被爆 2 世訴訟、長崎市性暴力訴訟など
●労働関係：首都から遠く離れた長崎県は、法を無視した前近代的な企業が多く、最低賃金も低く、搾取に苦しむ労働者が多数います。当事務所は、県内の多種多様な労働事件を担当しており、実務経験を豊富に積むことができます。また、日本労働弁護団、九州労働弁護団、過労死弁護団、日本労働法学会などに加入し、学問的知識を研鑽することも重視しています。九州労働弁護団では、年 2 回、温泉地で一泊する学習会が開催され、九州各地を旅します。労働者側の労働事件を通じて、この社会の変革を目指しましょう。

【採用担当】　三宅敬英（62 期）
【連絡先】　電話０９５７－２４－１１８７　メール miyake@isahayasogo.com

沖縄合同法律事務所

〒900-0014　沖縄県那覇市松尾2-17-34
連絡先　098-917-1088（採用担当：喜多自然）
弁護士７名（復帰前、４４、５８，６１，６１、６３、６６期）
mail　okinawagodo@law.email.ne.jp
URL　http://okinawagodo.org/

【事務所の特色】

当事務所は、日本国憲法の適用もされず人権の保障も及ばなかった沖縄の米軍統治下の1965年，頻発する労働事件や弾圧事件に対応するため創設されました。それ以来さまざまな沖縄の人権課題に，住民の方々とともに取り組んでいます。

【取扱事件・弁護団など】

普天間基地爆音訴訟や辺野古新基地建設問題などの米軍基地関係事件や、やんばるの森林保全をめざす環境訴訟などのほか，Ｂ型肝炎訴訟，労働事件などにも取り組んでいます。また市民のための法律事務所として，一般民事，刑事，家事事件も幅広く扱っています。さらに事件だけではなく、市民団体での憲法運動や、自由法曹団支部を通じた韓国民弁との交流、弁護士会が取り組むさまざまな人権活動にも積極的に参加しています。

【どのような修習生を求めるか】

沖縄は気候も社会も暮らしやすい場所ですが，様々な社会課題も山積しています。それぞれの自己実現（弁護士としてのスキルアップや関心あるテーマへの取組みなど）を図りつつ，社会的な取組みも行いたいという方はぜひ声を掛けてください。

【採用条件】

共同経営の形態を取っていますが，給与制についても応相談です。共同経営での経費負担は、弁護士間で協議で決定しています（入所当初は最低保証額を定めています）。

【新人教育の体制】

事務所は様々な世代の複数の弁護士（男女ほぼ同数）が所属しており，弁護士同士での意見交換も日常的に行っています。新人弁護士は所属弁護士との共同受任からスタートしますが，単独で受任した事件でも他の弁護士の意見を聞きながら事件処理を進めています。

【事務所からのメッセージ】

所属する弁護士（男性４名，女性３名）は，それぞれワークライフバランスを意識しながら各自が関心のあるテーマに取り組んでいます。事務所の見学だけでも構いませんので，ご興味のある方はぜひご連絡ください。

77期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック　２０２３

発　　行「７７期司法修習生のための
法律事務所ガイドブック　２０２３」編集委員会

４団体事務所ウェブサイトはこちら

https://4dantai.jp/

※編集委員会は、**自由法曹団・日本労働弁護団・青年法律家協会弁学合同部会・日本民主法律家協会**の４つの法律家団体で構成されています。

※本ガイドブックに関するお問い合わせは、下記にお願いします。

弁護士　今泉義竜（東京法律事務所　TEL 03-3355-0611）